

日南町農業者社会保険料等支援補助金交付要綱

(令和3年7月20日要綱第16号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南町農業者社会保険料等支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、日南町補助金等交付規則(昭和45年7月1日規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業者の社会保障の充実を図るために必要な補助金を交付し、地域農業の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、町長が別に定める日までに行わなければならない。
2 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日が経過する日までに行うものとする。

(補助対象者)

第6条 本補助金の交付の対象となる者は、日南町に住所を有する農業経営体とする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、次の補助対象経費に補助率を乗じた額とする。

対象となる経費	補助率
令和3年度以降に、新たに雇用された65歳以下の農業従事者に係る健康保険及び介護保険、厚生年金の事業主体負担に要する経費。(本補助金の申請年度に負担した掛金を対象とする。)	補助率 1 / 4

(補助対象期間)

第8条 本補助金の対象となる期間は、農業従事者を新たに雇用してから、5年以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第18条の報告書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 規則第18条の報告書の提出時期は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(雑 則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

様式第1号（第4条、第9条関係）

様式第2号（第4条、第9条関係）

[別紙参照]

様式第1号（第4条、第9条関係）

年度 日南町農業者社会保険料等支援補助金 事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

(1) 経費の総括

区分	対象者数	事業費	補助事業に要する（した）経費	負担区分		備考
				町補助金	その他	
補助金	名	円	円	円	円	
計						

(2) 事業計画（実績）表

対象者氏名	補助対象年数 (雇用開始年月日)	事業費	補助事業に要する（した）経費	負担区分		備考 (算出基礎) ※
				町補助金	その他	
	年日 (年 月 日)	円	円	円	円	
計	名					

※備考欄に、健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金の事業内訳を記載すること

3 事業完了（予定）年月日
年 月 日

4 他の補助金の活用の有無

(1) 他の補助金の活用の有無（有 ・ 無）

※「有」「無」のいずれかに○をすること

(2) 「有」の場合、その補助事業名等

{ }

様式第2号（第4条、第9条関係）

年度 日南町農業者社会保険料等支援補助金 収支予算（決算）書

1 収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
町補助金					
その他					
計					

※他の補助金を利用している場合には、備考欄に具体的に記入すること

2 支出の部

単位：円

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		算出基礎
			増	減	
計					

※「区分」欄には、補助対象経費費目を記載すること

3 添付資料

- ①賃金台帳（に準ずる月額給与のわかる資料）
- ②出勤簿（に準ずる出勤日数のわかる資料）
- ③標準報酬月額または標準賞与額の決定通知書（標準報酬月額または標準賞与額が確認できるもの）
- ④領収通知書または通帳の写し（社会保険料の支出状況が確認できる資料）

※ 添付資料は実績報告時に提出すること